

特別区道路線の認定について（南青山三丁目）

本案は、南青山三丁目地区の開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

【概要】

南青山三丁目地区の開発事業の施行により整備された自転車及び歩行者が通行する道路を新たに特別区道として認定します。

【内容】

特別区道第1，205号線を認定します。

起 点 港区南青山三丁目168番2

終 点 港区南青山三丁目119番4

長 さ 約79m

【案内図】

